

貯金事業のしくみ

新しく組合員になられた方、まだ加入されていない方、この春から組合員貯金を始めてみませんか。

平成20年4月より任意継続組合員の方も組合員貯金に加入詳しくは共済ニユース「すこやか」平成20年1月号8ページをご覧ください)することができるようになりました。

そこで、皆さまが安心してご利用いただけるよう貯金事業についてご案内いたします。

1 貯金事業の目的

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の貯金の受け入れおよびその運用を行つ事業です。

2 貯金事業のしくみ

組合員貯金は、お預かりしたお金を安全かつ効率的に運用することで収益を得て、貯金加入者の皆さまに利息として還元いたします。



3 貯金の種類

貯金の種類は積立貯金で、積み立ての方法は次のとおりです。

■ 定例積立

毎月の給料から定額を控除し積み立てる(積み立てを行つ場合は、500円以上で100円単位)。

■ ボーナス積立

6月・12月の期末勤務手当から定額を控除し積み立てる(積み立てを行う場合は、500円以上で100円単位)。

■ 臨時積立

隨時に任意の額の預入ができます。※任意継続組合員については、臨時積立のみとなります。

4 貯金のできる人

本組合員の組合員(任意継続組合員を含む)および公益法人

等への派遣制度ことわら在職派遣をされた職員です。ただし、退職派遣者は、派遣前から加入している場合に限り継続して利用することができるですが、新規での加入はできません。

本組合の組合員(任意継続組合員を含む)としての資格を喪失した場合は、解約していただいくことになります。

5 貯金の申し込み

新たにこの貯金制度に加入しようとする場合は、「組合員貯金申込書」および「組合員貯金印鑑届」を所属所共済組合事務担当課を通じ、加入しようとする月の前月27日までに本組合へ提出して下さい。

任意継続組合員については、次のとおりです。

- ① 在職中に貯金制度に入れていた方が、任意継続組合員の資格を取得後も引き続いて貯金制度に加入(継続加入)する場合は、「任意継続組合員貯金申込書」および「任意継続組合員貯金印鑑届」を所属所共済組合事務担当課を通じ、退職の日から起算して20日を経過する日までに本組合へ提出して下さい。
- ② 在職中に貯金制度に加入していない方が、任意継続組合員の資格を取得後、貯金制度に新たに加入(新規加入)する場合、または、退職時に貯金を解約し、任意継続組合員の資格を取得後、貯金制度に新規加入する場合は、「任意継続組合員貯金申込書」および「任意継続組合員貯金印鑑届」を加入しようとする月の前月27日までに本組合へ直接提出して下さい。

6 貯金の払い戻しおよび解約払い戻し

貯金の一部払い戻しを希望する場合は、「組合員貯金一部払戻請求書」、解約を希望する場合は、「組合員貯金解約払戻請求書」により手続き(※)を行つ」とにより、「給付金等振込口座指定届」で登録した預金口座に直接送金いたします。

この場合、名請求書に押印する印鑑は、必ず届出印を押印してください(貯金の申し込み時に提出いただいた「組合員貯金印鑑届」または「任意継続組合員貯金印鑑届」による届出印、その後届出印を変更している場合は、「組合員貯金諸変更届」または「任意継続組合員貯金諸変更届」)による届出印)。

ただし、一般的の金利情勢を勘案して適宜利率変更されます。
※任意継続組合員については、臨時積立のみとなります。

払戻日および領請求書の締切日

解約払い戻し	毎月25日	払戻日	締切日
(休日の場合は前日)	毎月10日	(休日の場合は翌日)	払戻月の15日
			解約月の15日

※締切日は共済組合への必着日であり、所属所での締切日は、共済組合への送付等の関係上異なる場合がありますので、注意ください。

7 積立額の変更等

定例積立およびボーナス積立における積立額の変更を行つ場合は、変更しようとする月の前月27日までに所属所共済組合事務担当課を通じ、本組合へ提出して下さい。ただし、定例積立額の変更については、毎月可能ですが、ボーナス積立額の変更については、変更を希望する期末・勤勉手当の支給月のみとなります。

8 貯金者との諸変更

姓名が変わったり、届出印を変更しようとする場合は、「組合員貯金諸変更届」または「任意継続組合員貯金諸変更届」を提出して下さい。

9 利息と貯金残高の通知

利息の計算は、毎年3月およびの月末日に行い、同日元金に組み入れます。

また、残高については、毎年3月およびの月の各末日現在の貯金額の明細を「貯金現在残高通知書(決算)」により所属所共済組合事務担当課を通じ(任意継続組合員には直接)、貯金加入者に通知します。

10 組合員貯金の利率

年利1・8%(平成20年4月1日現在)です。ただし、一般的の金利情勢を勘案して適宜利率変更されます。

※在職中の方は所属所共済組合事務担当課を通じ、また、任意継続組合員は直接本組合へ提出して下さい。

11 その他

一定の要件に該当する方(例:母子家庭の母、身体障害者等)は、「障害者等に対するマル優制度(他の金融機関と合わせて元金350万円まで非課税)」を利用することができます。